

事業協同組合に係る入札参加資格審査のための総合点数 の算定方法等に関する特例要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定により、岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第1条に定める工事（以下「建設工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）について、岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号。以下「審査要領」という。）第6条に規定する入札参加資格審査に係る点数の算定等に関する特例を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において審査基準日とは、審査要領第4条第2項第3号に規定する基準日の属する年の前々年の8月1日からその翌年の7月31日までの審査基準日をいう。

2 この要領において審査対象事業者とは、組合がこの要領による特例の適用を受けるために申請する業種に係る事業者で、組合の理事が役員又は事業主となっている法人又は個人の事業者のうちから3者を限度として選出したものをいう。

(適 用)

第3条 この要領による特例の適用を受けられる組合は、審査要領第6条に規定する入札参加資格審査を受けた組合で次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けていること。
- 二 組合及び審査対象事業者が、審査基準日に係る建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29の規定による総合評定値（以下「総合評定値」という。）の請求を行っていること。
- 三 審査基準日の前日までに審査対象事業者の営業年数の平均値が2年以上経過している組合であること。
- 四 組合及び審査対象事業者が、申請の日前2か年において、不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- 五 岡山県内に法第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所を有する組合であること。

(特例適用の申請)

第4条 この要領による特例の適用を受けようとする者は、事業協同組合の総合点数算定に関する特例申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、その年の6月1日から翌々年の5月31日までの間の入札参加資格に係るものについてはその年の2月1日から同月15日までの間に、その年の12月1日から翌々年の5月31日までの間の入札参加資格に係るものについてはその年の8月1日から同月10日までの間に、翌年の6月1日から翌々年の5月31日までの間の入札参加資格に係るものについては翌年の2月4日から同月15日までの間に、翌年の12月1日から翌々年の5月31日までの間の入札参加資格に係るものについては翌年の8月1日から同月10日までの間に、知事

に申請しなければならない。

- 一 適格組合証明に関する書類の写し
- 二 組合の役員及び組合員名簿
- 三 組合の定款
- 四 組合及び審査対象事業者が法第3条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類
- 五 組合及び審査対象事業者に係る総合評定値の通知書の写し
- 六 組合の建設工事の施工体制等を定めた書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

(総合数値算定の方法)

第5条 入札参加資格を審査する場合において、前条の規定による申請のあった組合に係る総合点数の算定は、審査対象事業者に係る総合評定値について、法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。））に準じ、次により行うものとする。

一 客観的審査事項

(一) 経営規模

(1) 建設工事の種類別年間平均完成工事高

審査対象事業者のうち種類別年間平均完成工事高の最上位者（以下この号において「最上位者」という。）の額に他の審査対象事業者の種類別年間平均完成工事高の2分の1を加えた額とする。

(2) 平均自己資本額

最上位者の平均自己資本額に他の審査対象事業者の平均自己資本額の2分の1を加えた額とする。

(3) 平均利益額

最上位者の平均利益額に他の審査対象事業者の平均利益額の2分の1を加えた額とする。

(二) 経営状況

審査対象事業者の平均値とする。

(三) 技術力

(1) 種類別技術職員数

最上位者の種類別技術職員数に他の審査対象事業者の種類別技術職員数の2分の1を加えた数とする。

(2) 種類別年間平均元請完成工事高

最上位者の種類別年間平均元請完成工事高に他の審査対象事業者の種類別年間平均元請完成工事高の2分の1を加えた額とする。

(四) 社会性等の審査項目

審査対象事業者の平均値とする。

二 独自審査事項

審査対象事業者の工事成績等により客観的審査事項に係る点数を調整する。

- 2 前項の規定により算定した組合の総合点数は、審査対象事業者のうち、最上位者の総合点数の属する級別格付けの一段上位の格付けに係る最高点数を限度とし、級別業者の格付けの最高は、Aを限度とする。

- 3 第1項の規定により算定した組合の総合点数が審査要領第6条の規定により算定した当該組合の点数を超えないときは、当該点数を当該組合の総合点数とする。

(変更の届出等)

第6条 審査対象事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、組合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 第3条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する要件を欠くに至ったとき。
 - 二 審査対象事業者が法第7条又は第15条に規定する許可の基準に適合しなくなったとき。
 - 三 審査対象事業者である法人の代表者又は個人の事業主が組合の理事でなくなったとき。
 - 四 その他第3条各号に規定する事項について、重要な変更があったとき。
- 2 知事は、組合が前項各号の規定に該当することとなった場合において、必要があると認めるときは、前条の規定により算定した組合の総合点数の変更をし、又はこの要領による特例の適用をしないこととすることができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、組合の入札参加資格及びその審査等については、審査要領に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に旧要領の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に旧要領の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日以後に行われる申請のうち、当該申請の際に法第27条の29の規定による総合評定値の通知を受けていない者に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年1月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の日以後に行われる申請のうち、平成6年建設省告示第1461号（以下、「旧告示」という。）に定める項目及び基準により審査が行われた総合評定値により申請を行う者については、第5条第1項に規定する客観的審査事項のうち、経営状況の点数については、旧告示に基づき算出された数値によることとし、それ以外の客観的審査事項については、告示に定める項目及び基準により算定を行い、その数値により総合点数の算定を行うこととする。

別記様式（第4条関係）

事業協同組合の総合点数算定に関する特例申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

(申請者)
所在地
商号又は名称
代表者の氏名

年度・ 年度岡山県発注の建設工事に係る入札参加資格審査について「事業協同組合に係る入札参加資格審査のための総合点数の算定方法等に関する特例要領」の適用を受けたいので、同特例要領第4条の規定により次のとおり申請します。

記

1 申請の業種

2 審査対象事業者

審査対象事業者の商号 又は名称（電話番号）	代表者の氏名	所在地	許可を受けて いる業種

(添付書類)

- ① 適格組合証明に関する書類の写し
- ② 組合の役員及び組合員名簿
- ③ 組合の定款
- ④ 組合及び審査対象事業者が法第3条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類
- ⑤ 組合及び審査対象事業者に係る法第27条の29の規定による総合評定値の通知書の写し
- ⑥ 組合の建設工事の施工体制等を定めた書類
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類